

事業費納付金・標準保険料率の試算について（対象経費等）

資料3

1. 納付金基礎額の算出

保険給付費等、府内市町村の国保運営に必要となる府全体の経費から、府全体の公費を差し引き、納付金基礎額を算出する。

【事業費納付金試算の対象とする経費】

=各市町村の合算値を、府全体の経費に加える。

- ・保険給付費
(療養給付費・療養費・高額療養費・移送費)
- ・出産育児一時金等
- ・葬祭費
- ・審査支払手数料
- ・特定健康診査等に要する費用
(=保健事業費のうち、共通基準となる部分)
- ・前期高齢者納付金等
- ・保険料減免に要する費用 (※1)
- ・一部負担金減免に要する費用 (※1)
- ・医療費適正化対策等事務費 (※1)

(※1)

市町村基礎ファイルの値をベースとする。
ただし、府内共通基準の検討状況も踏まえ、
適宜数値を変更し試算を行う。

【事業費納付金試算の対象とする公費】

=各市町村の合算値を、府全体の経費から差し引く。

- ・療養給付費等負担金(国)
- ・普通調整交付金(国)
- ・特別調整交付金(国)(市町村向け(経営努力分等)除く)
- ・都道府県繰入金(府)(市町村向け除く)
- ・高額医療費負担金(国及び府)
- ・特別高額医療費共同事業交付金等
- ・特定健康診査等負担金(国及び府)
- ・前期高齢者交付金
- ・保険者支援制度(※2)
- ・出産育児一時金の法定繰入分(※2)
- ・地方単独事業の減額調整分(※2)
- ・国保財政安定化支援事業(※2)

(※2)財源は市町村の一般会計繰入による。

経費

公費

納付金基礎額

* 今回の試算はH30からの1,700億円は含めない。

2. 各市町村の事業費納付金を算出

納付金基礎額を、各市町村ごとに「所得水準」、「被保険者数」及び「世帯数」により按分する。 → 各市町村事業費納付金額

3. 各市町村の保険料必要総額の算出

各市町村の事業費納付金額に、保険料で賦課すべき以下の項目を加算する。 → 各市町村保険料必要総額

- ・保健事業費等のうち、納付金対象外となる部分
(=保健事業費は保険料の3%程度の規模であることを踏まえ、3%相当額から特定健康診査等に要する費用を除いた額とする。)

標準的な収納率で割戻し、各市町村ごとの標準保険料率を算出

※ 大阪府は統一保険料率をめざした仕組みを検討中であり、この資料で示している事業費納付金等の試算方法については、国が示す試算方法と異なっている。